

議題(3)

最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取について

①意見陳述書

陳述者 宮城県医療労働組合連合会

吉田 若葉 氏

②意見陳述書

陳述者 宮城県労働組合総連合

事務局長 鎌内 秀穂 氏

2021年7月20日

宮城県最低賃金審議会委員 各位

宮城県医療労働組合連合会(医労連)

吉田若葉

最低賃金額の大幅引き上げを求める陳述書

労働者の賃金向上のため、日頃よりご尽力いただいていることに敬意を表します。

わたくしども医労連は大学病院、国立病院をはじめとした労災病院、JCHO 病院、公済病院などの公的・公立医療機関、民間病院、介護・福祉施設で働く労働者で作る労働組合の連合会です。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数いますが、賃金水準が他産業に比べ低くおさえられています。厚生労働省の 2021 年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は教員より 123,300 円低い実態にあります。更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 72,365 円も低くなっています。医療・介護労働者の夜勤や新型コロナウイルス対応など、過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準になっているのが現実です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています(グラフ参照)。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

新型コロナウイルスによるパンデミックから 1 年 6 ヶ月が経過しましたが、この間医療従事者は、県民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。しかし、いまだにコロナ禍の収束が見通せない中で、これだけ頑張り続けているのに、救えないいのちを目の当たりにしたとき、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者が始まっています。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、県民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

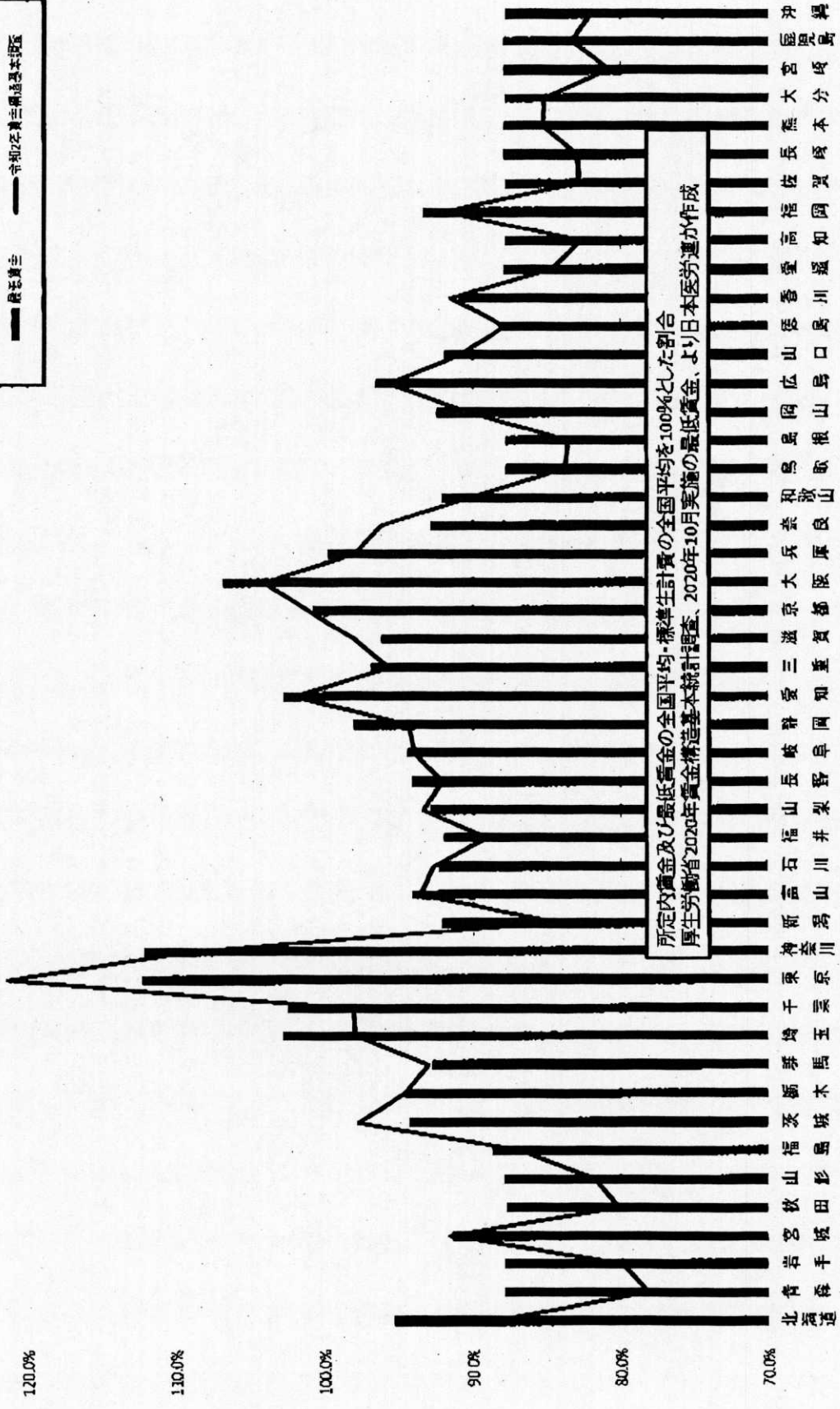
さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は全国 800 万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では 3 割以上が、介護施設では 5 割以上、在宅介護に関しては約 9 割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

■ 所定内賃金
— 地域別最低賃金



2021年7月20日

宮城地方最低賃金審議会 委員各位様

宮城県労働組合総連合
事務局長 鎌内秀穂

中央最低賃金審議会は7月16日、2021年度最低賃金について、全国「28円」の引き上げを厚生労働相に答申しましたが、答申された目安額は、私たちが求めてきた、「時間額1000円」には程遠い額であること、また、地域格差も放置されたままであり不十分であると考えます。

コロナ一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者のくらしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本の経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たない。さらに、シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況にもあり深刻な事態になっています。宮城県労連に寄せられている労働相談は「コロナで休業になった。シフトが減り収入が激減し生活できない」また、「休業補償が支払われない、受けても生活できない」などの相談が寄せられています。こうした原因は、非正規労働者が従前から低い額での働きを余儀なくされてきたことにあり、早期に賃金、処遇を改善する必要性が浮き彫りになっています。また、先日行った仙台ハローワーク前での物資配布、「コロナ禍での雇用、くらしアンケート」活動においては、「大手旅行代理店に勤めていたが、コロナで仕事がなくなり雇止めになった、子育て中で主人も病気、突然の解雇で生活が大変です。」「仕事を探しに来たが職が見つからない」「飲食店で働いていたが、コロナで経営が悪化。店長は夜逃げして賃金が未払いになっている」などの相談も寄せられています。コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者と認識と一致することと思います。最低賃金の引上げはコロナ下での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るためにも必要な経済対策です。

2020年の改定により、最も高い東京は時給1,013円、宮城県は825円、最低の7県は792円となっていますが、これでは毎日8時間働いても月11万~14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあることが地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊させる大きな要因になっています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、月に22万円~24万円（単身25歳）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこでもほぼ同水準であり、憲法25条の「健康で文化的な生活」をする上で、地域による大きな格差はないことが明らかになりました。格差をなくすため「どこで働いても一律の最低賃金」、全国一律最低賃金制度をつくることが必要と考えます。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金制度を政策と

して打ち出していること。また、この間開かれた、政府の経済財政諮問会議では、地域の経済の振興の上で、地方創生とセットで最賃引き上げることの必要性について民間議員が意見として出されています。

全労連のシンクタンクである労働運動総合研究所（労働総研）が2021年1月18日に発表した提言によると、最低賃金1500円への引き上げは、国内生産を26.7兆円、169.5万人分もの新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しており、最賃引上げによる賃金の底上げは、日本経済への波及効果をもたらす、経済と雇用を生み出すという結果が出されています。

日本の最低賃金制度は、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。日本の最低賃金は、OECD加盟37か国中25位の低位の水準です。コロナ禍においても、アメリカは15ドルの最賃とすることを決断しています。人口減を食い止める点でも最賃引上げが必要と考えます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測されています。人手不足の中で、経済社会水準の維持を図るには、一人あたりの所得水準を高めることが必要との報告が出されており、このことは、コロナ前からの課題として指摘されているところです。まして、東北においては、人口減が著しく、宮城県も減少に歯止めがかかっていません。その一方で東京をはじめとする関東圏や大阪、愛知などは、人口が増加しており著しい格差が生じています。このことは、雇用と賃金に深くかかわっていると考えます。東京をはじめとした、関東圏の経済的発展だけでなく、宮城県の経済、広く東北の経済を立て直し、発展させていくこと、人口減少、人口流失、労働力の流失を防ぎ、格差是正をさせていくことが求められていると思います。本審議会でもこの点を重視された議論をお願いいたします。

今審議会には、経済財政諮問会議での「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2021）」に基づき、最低賃金の引上げが積極的に打ち出されています。それを実行に移すためにも中小企業への支援の強化は、とりわけ重要と考えます。最賃引上げのための中小企業支援は、お隣の韓国は9800億円、アメリカは8800億円に対し、日本は87億円です。アメリカやフランスでは、大規模な中小企業支援を行って最低賃金を引き上げています。韓国では30人未満の中小企業に対し、過去5年間の平均引上げ率7.4%を上回る人件費を直接支援しています。

現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引き上げなどによる個人消費の落ち込みなどが主な要因です。コロナ禍にあっても2020年度の税収は過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で、大企業の内部留保も膨らみ続けており、それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能であり、そのことが、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになると考えます。現行の最賃引上げのための業務改善助成金の拡充、設備投資を要件としないこと、また社会保障費を減免するなど、今年度から実施すべきだと思います。本審議会においても、政府に対して実効ある中小企業支援を求める意見を挙げていただきたいと思います。

今審議会は、コロナ禍での労働者の暮らし、中小企業の経営の立て直しがかかっていること、今後の日本の経済を左右する大事な審議だと思います。

以上、申し上げさせていただきました点を踏まえていただいてのご議論をお願い申し上げます。意見陳述とさせていただきます。